



第36回 定時株主総会 招集ご通知

2015年4月1日 — 2016年3月31日

開催日時 2016年6月22日（水曜日）午前10時
受付開始午前9時

開催場所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールA
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額および内容決定の件
- 第4号議案 スtockオプションとしての新株予約権の発行の件
- 第5号議案 グループ内組織再編に伴う子会社株式の譲渡承認の件

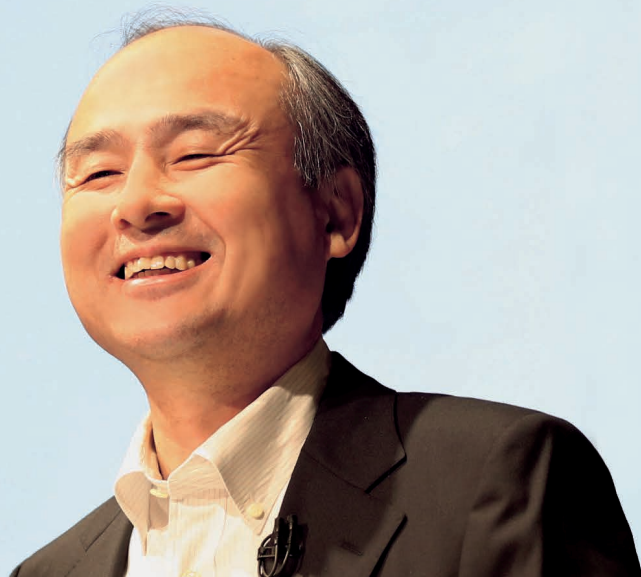
目次	■ 第36回定時株主総会招集ご通知	2
	■ 株主総会参考書類	6
	■ 事業報告	29
	■ 連結計算書類	55
	■ 計算書類	57
	■ 監査報告書	59

ソフトバンクグループ株式会社

証券コード：9984

代表取締役社長

孫 正義



平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社の第36回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

このたびの2016年熊本地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

2015年度の業績は、売上高が9.2兆円、営業利益が9,995億円、親会社の所有者に帰属する純利益が4,742億円となりました。売上高は、すべてのセグメントで増加し、過去最高となりました。

親会社の所有者に帰属する純利益は、ヤフーにおけるアスクルの子会社化による評価益の計上などにより営業利益が増加したものの、

2014年度にアリババ（Alibaba Group Holding Limited）上場に伴う一時的な利益計上があったことなどにより当期は減益となりました。

また、2015年度は株主還元の一環として総額6,200億円の自己株式の取得を公表し、現在も取得を続けています。

ソフトバンクグループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、ご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2016年6月2日

第36回定時株主総会招集ご通知

日時	2016年6月22日（水曜日）午前10時
場所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールA
目的事項	報告事項 ▶ 2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ▶ 2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額および内容決定の件 第4号議案 スtockオプションとしての新株予約権の発行の件 第5号議案 グループ内組織再編に伴う子会社株式の譲渡承認の件

招集にあたっての決定事項 後記3頁から4頁「議決権行使のお願い」をご参照ください。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 下記の事項については、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主に提供しておりますので、本招集ご通知および提供書面には記載しておりません。
 - 事業報告……………ソフトバンクグループ(株)の現況／**5**業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - 連結計算書類……………連結持分変動計算書、連結注記表
 - 計算書類……………株主資本等変動計算書、個別注記表

当社ウェブサイト

<http://www.softbank.jp/>

議決権行使のお願い

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいます

議決権行使書のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- 否認する場合⇒「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合⇒「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合 ⇒「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。



株主総会に当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時

2016年 6月22日(水) 午前10時



ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

早期投函のお願い

行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早めにご投函ください。

行使期限

2016年 6月21日(火) 午後5時45分到着

議決権行使に関するよくあるご質問

Q1 書面とインターネット等の両方で議決権行使をした場合どちらが有効ですか？

A1 インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

Q2 インターネット等により複数回にわたり議決権を行使した場合、すべて有効ですか？

A2 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ようお願い申し上げます。

インターネットで議決権を行使される方

当社指定の議決権行使ウェブサイト <http://www.evotep.jp/> にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2016年 **6月21日** (火) 午後5時45分まで

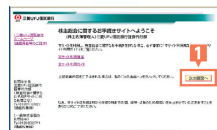


議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

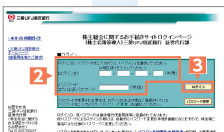
QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



パソコンの場合

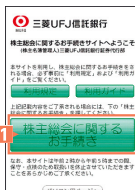


1 「次の画面へ」をクリック



2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をクリック

スマートフォン・タブレットの場合

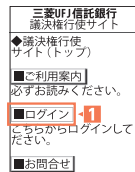


1 「株主総会に関する手続き」をタッチ

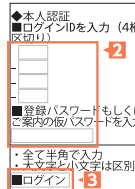


2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をタッチ

携帯電話の場合



1 「ログイン」を押す



2 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」を押す

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

Q3 電磁的方法による招集ご通知の受領を承諾した場合、議決権行使書面等を請求する方法は？

A3 当該株主さまの請求があるまで議決権行使書面等を交付いたしません。右記ヘルプデスクまでご請求ください。

招集ご通知の受領方法について

今後、招集ご通知の受領を電子メールにてご希望される株主さまは、パソコン等により議決権行使ウェブサイトでお手続きください。

ライブ中継のご案内

第36回定時株主総会の模様を、当社ウェブサイトにてライブ中継いたします。

視聴方法

以下、当社ウェブサイト「第36回定時株主総会 ライブ中継のお知らせ」ページから、「ソフトバンクグループ企業サイト」にアクセスしてご視聴ください。

<http://u.softbank.jp/sbsoukai36>

公開日時

2016年6月22日（水曜日）午前10時から

- 会場後方からの撮影とし、ご出席株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 当日は株主さまからの質疑応答も含めて中継を予定しておりますので、ご発言をされる場合には出席票の番号のみを申し出てくださいとさせていただきます。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「第36回定時株主総会 ライブ中継のお知らせ」ページにてお知らせいたします。

ライブ中継終了後のご視聴について

当社ウェブサイトにて、株主総会の模様をオンデマンド配信いたします。

公開日時 2016年6月22日（水曜日）から1年間

インターネットによるご質問・ご意見受付のご案内

インターネットを通じて皆さまからのご質問、ご意見を受け付けております。

受付方法

以下、当社ウェブサイトのご質問・ご意見受付ページをご覧ください。

皆さまのご関心が高い事項につきましては、株主総会で取り上げさせていただく予定であります。

<http://u.softbank.jp/q36>

受付期限

2016年6月10日（金曜日）まで

- 住所、氏名等を記入する必要はございません。個人情報保護のため、個人情報はご記載なさらないようお願い申し上げます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の健全性を保ちつつ、持続的成長に向けた積極的な投資と株主の皆さまへの利益還元を両立させることを基本方針としています。このような方針のもと、剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の2回実施を原則としています。

今年度、当社は、2015年8月および2016年2月の自己株式取得に係る取締役会決議に基づき、2016年3月末までに42,866,800株の自己株式を取得いたしました。当期の配当金総額を前期と同額規模にするという観点から、当期の期末配当金を、前期の期末配当から1円増配として次のとおりとしたいと存じます。

なお、中間配当（1株当たり20円）と合わせた年間配当は、1株当たり41円となります。

1 配当財産の種類 金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき21円 総額 24,084,903,507円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2016年6月23日

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 孫 正義 <small>そん まさよし</small>	代表取締役社長
2	再任 ニケシュ・アローラ	代表取締役副社長
3	再任 宮内 謙 <small>みやうち けん</small>	取締役
4	再任 ロナルド・フィッシャー	取締役
5	再任 ユン・マー	取締役
6	再任 宮坂 学 <small>みやさか まなぶ</small>	取締役
7	再任 柳井 正 <small>やない ただし</small>	社外取締役 独立役員
8	再任 永守 重信 <small>ながもり しげのぶ</small>	社外取締役 独立役員

候補者番号

1



再任

そのん まさよし
孫 正義 (1957年8月11日生)

所有する当社株式の数

231,204,632 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 9月 当社設立、代表取締役社長
 1983年 4月 当社代表取締役会長
 1986年 2月 当社代表取締役社長 (現任)
 1996年 1月 ヤフー(株)代表取締役社長
 1996年 7月 同社取締役会長
 2005年10月 Alibaba.com Corporation (現Alibaba Group Holding Limited), Director (現任)
 2006年 4月 ボードフォン(株) (現ソフトバンク(株)) 取締役会議長、代表執行役社長 兼 CEO
 2007年 6月 ソフトバンクモバイル(株) (現ソフトバンク(株)) 代表取締役社長 兼 CEO
 2013年 7月 Sprint Corporation, Chairman of the Board (現任)
 2015年 4月 ソフトバンクモバイル(株) (現ソフトバンク(株)) 代表取締役会長 (現任)
 2015年 6月 ヤフー(株)取締役 (現任)
 2016年 3月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社職務執行者 (現任)

取締役候補者とする理由

孫 正義氏は、1981年9月に当社を創業して以来、35年にわたり当社グループの経営を指揮し、インターネット・固定通信・移动通信事業への進出や米国の大手通信事業者であるSprint Corporation (以下「スプリント」) の買収、イーコマース世界最大手のAlibaba Group Holding Limited (以下「アリババ」) への出資などを通じて、当社グループを飛躍的に成長させてきました。当社グループのさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2



再任

ニケシュ・アローラ (1968年2月9日生)

所有する当社株式の数

9,529,800 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 5月 Fidelity Investments, VP, Finance
 1997年 4月 Putnam Investments, VP
 2000年 4月 T-Motion, PLC, CEO
 2001年 7月 T-Mobile Europe, Chief Marketing Officer
 2004年12月 Google Inc., President EMEA Sales, Marketing & Partnerships
 2011年 1月 同社Senior Vice President & Chief Business Officer
 2013年 2月 The Harlem Children's Zone, Board Member (現任)
 2014年 6月 Tipping Point Community, Board Member (現任)
 2014年 9月 当社バイスチェアマン
 2014年 9月 SoftBank Internet and Media, Inc. (現SB Group US, Inc.) , CEO (現任)
 2014年11月 Sprint Corporation, Director (現任)
 2015年 6月 ヤフー(株)取締役会長 (現任)
 2015年 6月 当社代表取締役副社長 (現任)
 2016年 3月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社職務執行者 (現任)

取締役候補者とする理由

ニケシュ・アローラ氏は、通信業界のアナリストなどとして活躍した後、通信事業者のT-Mobileでさまざまな要職を務めました。2004年12月にはGoogleに転じ、2011年1月から最高事業責任者を務めるなど、合計10年近くにわたり活躍し、同期間を通じて同社は世界的な企業にまで成長しました。その後、2014年9月に当社バイスチェアマンとして当社グループに参画し、有望なインターネット企業への投資を推進しています。また、2015年6月には当社代表取締役副社長に就任し、当社グループの海外事業責任者として指揮を執っています。当社グループのさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

3



再任

みやうち けん
宮内 謙 (1949年11月1日生)

所有する当社株式の数
1,101,230 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 2月 社団法人日本能率協会入職
1984年 10月 当社入社
1988年 2月 当社取締役
2006年 4月 ボーダフォン(株) (現ソフトバンク(株)) 取締役、執行役副社長 兼 COO
2007年 6月 ソフトバンクモバイル(株) (現ソフトバンク(株)) 代表取締役副社長 兼 COO
2012年 6月 ヤフー(株)取締役 (現任)
2013年 4月 当社代表取締役専務
2013年 6月 当社代表取締役副社長
2014年 1月 Brightstar Global Group Inc., Director
2015年 4月 ソフトバンクモバイル(株) (現ソフトバンク(株)) 代表取締役社長 兼 CEO (現任)
2015年 6月 当社取締役 (現任)
2016年 3月 ソフトバンクグループジャパン合同会社職務執行者 (現任)

取締役候補者とする理由

宮内 謙氏は、1984年10月に創業間もない当社へ入社し、営業・マーケティングの分野を中心に歩み続け、祖業であるパソコン用パッケージソフトの流通事業を大きく拡大させたほか、買収により参入を果たした固定通信・移動通信事業の成長に力を尽くしてきました。2015年4月にはソフトバンク(株)の代表取締役社長に就任し、当社グループの国内通信事業の指揮を執っています。当社グループのさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

4



再任

ロナルド・フィッシャー (1947年11月1日生)

所有する当社株式の数
一 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 7月 Interactive Systems Corp., President
1990年 1月 Phoenix Technologies Ltd., CEO
1995年 10月 SoftBank Holdings Inc., Director and President (現任)
1997年 6月 当社取締役 (現任)
2013年 7月 Sprint Corporation, Vice Chairman of the Board (現任)
2014年 1月 Brightstar Global Group Inc., Director
2014年 8月 同社Chairman (現任)

取締役候補者とする理由

ロナルド・フィッシャー氏は、米国IT企業の経営者を経て、1995年10月にSoftBank Holdings Inc.の Director and Presidentとして当社グループに参画し、1997年6月に当社取締役に就任しました。長年にわたり、直接投資と保有するファンドのパフォーマンスを最大限に伸ばすことに注力するとともに、米国のテクノロジー企業の発掘および投資を行ってきました。また、2013年7月には、スプリントの Vice Chairmanに就任し、スプリントの立て直しをサポートしているほか、2014年8月には Brightstar Global Group Inc.のChairmanに就任し、同社の成長をサポートしています。当社グループのさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

5



再任

ユン・マー (1964年9月10日生)

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 2月 China Pages 設立、President
1998年 1月 MOFTEC EDI Centre, President
1999年 7月 Alibaba.com Corporation (現Alibaba Group Holding Limited) , Director
1999年11月 同社Director, Chairman of the Board and CEO
2004年 2月 同社Chairman and CEO
2007年 6月 当社取締役 (現任)
2007年10月 Alibaba.com Limited, Non-Executive Director, Chairman
2013年 5月 Alibaba Group Holding Limited, Executive Chairman (現任)

取締役候補者とする理由

ユン・マー氏は、1999年に中国でアリババを創業して以来、17年にわたり同社グループの経営を指揮し、同社グループをイーコマース世界最大手にまで飛躍的に成長させてきました。当社は2000年にアリババに対して初めての投資を行い、現在、同社は当社の持分法適用関連会社となっています。当社グループのさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

6



再任

みやさか まなぶ

宮坂 学 (1967年11月11日生)

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 (株)ユー・ピー・ユー入社
1997年 6月 ヤフー(株)入社
2002年 1月 同社メディア事業部事業部長
2009年 4月 同社コンシューマ事業統括本部長 執行役員
2012年 4月 同社最高経営責任者 執行役員
2012年 6月 同社代表取締役社長 (現任)
2013年 6月 当社取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

宮坂 学氏は、1997年6月に創業2年目のヤフー(株)に入社し、メディア事業部長やコンシューマ事業統括本部長などの要職を歴任した後、2012年6月にヤフー(株)の代表取締役社長に就任しました。以来、スマートフォンへのシフトやイーコマース事業の強化などに取り組み、同社グループの変革を推し進めています。当社グループのさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

7



再任

社外取締役

独立役員

やない ただし
柳井 正 (1949年2月7日生)

所有する当社株式の数
120,600 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 8月 小郡商事(株) (現(株)ファーストリテイリング) 入社
 1972年 9月 同社取締役
 1973年 8月 同社専務取締役
 1984年 9月 同社代表取締役社長
 2001年 6月 当社取締役 (現任)
 2002年 11月 (株)ファーストリテイリング代表取締役会長
 2005年 9月 同社代表取締役会長兼社長 (現任)
 2005年 11月 (株)ユニクロ代表取締役会長兼社長 (現任)
 2008年 9月 (株)GOV リテイリング (現(株)ジーユー) 取締役会長 (現任)

社外取締役候補者とする理由

柳井 正氏は、1984年9月に小郡商事(株) (現(株)ファーストリテイリング) の経営者に就任して以来、32年にわたり同社グループの経営を指揮し、世界有数のアパレル製造小売企業に成長させるなど、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しています。
 同氏は、2001年6月に当社社外取締役に就任後15年にわたり、経営者としての知識と経験に基づく当社の長期的なグループ戦略に関する提言や、当社の少数株主の視点を踏まえた提言などを通じて、当社取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たしています。
 当社取締役会といたしましては、同氏の貢献度の高さに鑑み、当社の対処すべき課題の解決および長期的な株主価値の向上のために、同氏は必要不可欠な人材と判断し、当社グループのさらなる成長のために、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
 2015年度の当社取締役会への出席は9回中7回、その出席率は77.8%でした。
 また、同氏は現在当社の社外取締役 (独立役員) であり、その就任期間は本総会終結の時をもって15年間です。

候補者番号

8



再任

社外取締役

独立役員

ながもり しげのぶ
永守 重信 (1944年8月28日生)

所有する当社株式の数
35,000 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1973年 7月 日本電産(株)を創業と同時に代表取締役社長 最高経営責任者
- 1997年 3月 (株)リードエレクトロニクス (現日本電産リード(株)) 取締役会長 (現任)
- 2004年 9月 日本電産コパル電子(株)取締役会長 (現任)
- 2009年 6月 日本電産サンキョー(株)取締役会長 (現任)
- 2013年 6月 日本電産シンボ(株)取締役会長 (現任)
- 2014年 6月 当社取締役 (現任)
- 2014年10月 日本電産(株)代表取締役会長兼社長 CEO (最高経営責任者) (現任)
- 2015年10月 日本電産エリシス(株)取締役会長 (現任)
- 2015年10月 日本電産トーソク(株)取締役会長 (現任)

社外取締役候補者とする理由

永守 重信氏は、1973年7月に日本電産(株)の創業後43年にわたり同社グループの経営を指揮し、世界有数の総合モーターメーカーへ育てるなど、企業経営、事業戦略、企業買収および事業再建に関する豊富な知識と経験を有しています。

2014年6月に当社社外取締役に就任して以来、同氏は、創業経営者としての知識と経験に基づく当社の長期的なグループ戦略に関する提言や、企業買収・事業再建における経験に基づいた、スプリントをはじめとする当社買収先企業の事業再建に関する提言などを通じて、当社取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たしています。

2015年度の当社取締役会への出席は9回中5回(うち定時取締役会は5回中3回、臨時取締役会は4回中2回出席)、その出席率は55.6%でした。当社はこれまで、十分な調整期間をもって取締役会の日程を決めており、多忙な社外取締役の当社取締役会への出席が可能となるように努めてきました。しかしながら同氏が欠席した2回の定時取締役会については、十分な調整期間をもってしても、同氏の重要な兼職先である日本電産(株)の海外子会社の重要会議等との兼ね合いから、当社取締役会に出席することが出来ない状況でした。当社としては同氏が出席できない状況を回避するべく、これらの定時取締役会の日程変更を検討したものの、他の社外取締役の日程調整が困難だったこともあり、同氏の出席は叶いませんでした。

同氏は、出席した取締役会において、当社事業に関する数多く、かつ多角的な質問や意見を述べるだけでなく、当社の少数株主の立場を踏まえた意見や当社経営陣に対しての諫言など、当社の社外取締役として経営監督機能を十二分に果たしています。取締役会におけるこれらの発言に加え、取締役会以外の場面においても当社経営陣への提言を行うなど、当社の企業価値向上に極めて高い貢献をしていると当社取締役会は評価しています。なお、今後の取締役会の出席について、当社の取締役会の場で同氏から、これまで以上に出席する旨の発言があったほか、日本電産(株)と当社との間で、より踏み込んだ日程調整を行うことにより、同氏の取締役会への出席率改善は、十分に可能であると考えています。

当社取締役会といたしましては、当社の対処すべき課題の解決および長期的な株主価値の向上のために、同氏は必要不可欠な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

また、同氏は現在当社の社外取締役(独立役員)であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間で。

- (注) 1. 取締役候補者 孫 正義氏は、孫アセットマネジメント合同会社の代表社員およびソフトバンク㈱の代表取締役を兼務しており、当社は両社と事務所の賃貸借に関する取引等を行っています。
2. 取締役候補者 宮内 謙氏は、ソフトバンク㈱およびWireless City Planning㈱の代表取締役を兼務しており、当社は両社と事務所の賃貸借に関する取引等を行っています。
3. 取締役候補者 ユン・マー氏は、Alipay Singapore E-Commerce Pte Ltdの経営権を間接的に保有しており、当社は同社と業務委託に関する契約を締結しております。
4. 取締役候補者 宮坂 学氏は、ヤフー㈱の代表取締役を兼務しており、当社は同社と出向に関する契約等を締結しております。
5. 当社は職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、ユン・マー氏、柳井 正氏および永守 重信氏との間で当該責任限定契約を締結しています（契約の内容の概要は事業報告51頁に記載のとおりです）。本議案において、ユン・マー氏、柳井 正氏および永守 重信氏の選任が承認された場合には、引き続き、各氏との間で同様の内容の契約を継続する予定です。

第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役（社外取締役を含みます。以下本議案において同じです。）の報酬は、1990年6月28日開催の第10回定時株主総会において、年額8億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に業績向上や企業価値の増大に対するインセンティブを与えることを目的とし、当該インセンティブ効果等にも鑑み、当社取締役に對してストックオプションとして、以下の内容の新株予約権を年額10億円を上限として報酬等として付与することとしたいと存じます。なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものいたします。新株予約権に関する報酬等の額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算出される各新株予約権の公正価値に、取締役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出するものとします。

ストックオプションとして取締役に付与する新株予約権の内容は、下記2のとおりであり、その内容は当社の業績向上や企業価値の増大に向けたインセンティブとして相当なものと考えております。

また、当社の現在の取締役の員数は9名ですが、第2号議案が原案どおり可決された場合、本議案の対象となる取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）となります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数

5,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に対する報酬等として発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式500,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の総数の上限数を乗じて得た数を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は100株とする。

ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、新株予約権割当日の終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間
各新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して4年間とする。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (5) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、各新株予約権の募集事項を決定する株主総会又は取締役会において定める。

第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権の発行の件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役および執行役員その他の幹部社員、当社主要子会社の取締役および執行役員その他の幹部社員ならびに顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきお願いするものです。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社および当社グループの業績と、当社グループの役職員等の受ける利益とを連動させることにより、対象者にインセンティブを与え、以て当社グループの業績を向上させるとともに、対象者と当社の株主の利害とを可及的に一致させるため、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数の上限

新株予約権48,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式4,800,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

(2) 新株予約権の発行に際し、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権(本発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。)の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、新株予約権全体の目的である株式の総数は4,800,000株が当初の上限となる)。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新

株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」）に、上記①に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、新株予約権割当日の終値を行使価額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」）は、新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して4年間とする。

④増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から、上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- i 本新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ii 上記 i の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- iii 上記 i 及び ii の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- iv 上記 i の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- v 上記 i 及び iv の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- vi 上記 iv 及び v に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- vii 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

- viii 本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - オ 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

⑦新株予約権の取得に関する事項

- i 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 新株予約権者が、新株予約権の行使条件に基づき、新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- iii 新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- iv 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- v 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- vi 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

⑨組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②に準じて決定する。

- v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める行使期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使の条件
上記⑥に定める行使条件に準じて決定する。
 - vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - viii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ix 新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
 - x 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本⑧に準じて決定する。
 - xi 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第5号議案 グループ内組織再編に伴う子会社株式の譲渡承認の件

1. 譲渡を行う理由

当社は、2016年3月7日付「グループ内組織再編に関するお知らせ」で開示のとおり、グループ内組織再編を実施するため、当社の傘下にソフトバンクグループジャパン合同会社、ソフトバンクグループインターナショナル合同会社を設置いたしました。

当社保有株式などについては、主に国内子会社株式などについてはソフトバンクグループジャパン合同会社へ、海外子会社株式などについてはソフトバンクグループインターナショナル合同会社へ移管を進めていますが、本移管の一環として、当社保有のソフトバンク(株)全株式をソフトバンクグループジャパン合同会社へ現物出資の方式で譲渡すること（以下「本譲渡」）について、会社法第467条第1項第2号の2の規定に基づき、ご承認をお願いするものです。

2. 本譲渡の概要

本譲渡の概要は以下のとおりです。

譲渡会社（現物出資元会社）：ソフトバンクグループ(株)

譲受会社（現物出資先会社）：ソフトバンクグループジャパン合同会社（当社100%子会社）

本譲渡の目的財産：ソフトバンク(株) 普通株式 5,860,553株

現物出資の価額：効力発生日の当社における目的財産の簿価（なお、2016年3月末時点では2,142,767,050,962円）

本譲渡の期日（効力発生日）：2016年7月1日（ただし、本譲渡の手続の進行上の必要性その他の事由により、必要があると認めるときは、当社およびソフトバンクグループジャパン合同会社の合意により、本譲渡の期日を変更することができる。）

本譲渡により当社が受け取る対価：上記現物出資の価額に相当する出資持分

3. 本譲渡により当社が受け取る対価の相当性に関する事項の概要

本譲渡により、当社是对価として、上記2の現物出資の価額に相当するソフトバンクグループジャパン合同会社の出資持分（効力発生日時点の当社における目的財産の簿価に相当）が割り当てられる見込みです。なお、ソフトバンクグループジャパン合同会社は、本譲渡（現物出資）後も引き続き当社の100%子会社となりますので、本譲渡により当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

以 上

〈× 毛 欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

NEWS FLASH

ニュースフラッシュ

2015年4月 ▶ 2016年3月

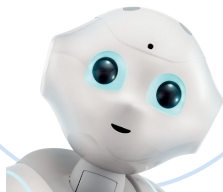
2015.04

国内通信4社*1の合併

SoftBank

2015.06

Pepperの一般販売開始



2015.08

自己株式
1,200億円を取得

2015.07

韓国のイーコマースサイト
Coupangへ出資

CouPang

2015.09

ソフトバンクが、
J.D.パワー顧客満足度調査で
2冠達成*2



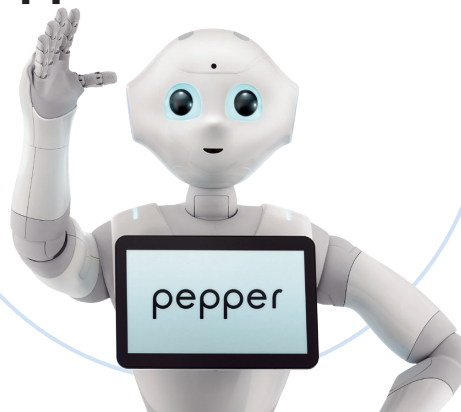
2015.09

米国最大級のフィンテック企業で
オンライン融資仲介サービスを
提供するSoFi*3へ出資

SoFi

2015.10

Pepper for Biz販売開始



*1 ソフトバンク（株）（旧ソフトバンクモバイル（株））が、ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）およびワイモバイル（株）を吸収合併

*2 出典：J.D. パワー アジア・パシフィック japan.jdpower.com
2015年日本法人向けネットワークサービス顧客満足度調査SM。
法人向けネットワークサービスを提供する通信事業者に関して従業員1,000名以上の企業454社からの642件の回答を得た結果による（1社につき最大2通信事業者の評価を取得）。
2015年日本クラウドサービス顧客満足度調査SM。
通信事業者が提供・販売するクラウドサービスに関して従業員50名以上の企業741社からの838件の回答を得た結果による（1社につき最大2サービスの評価を取得）。

2015.10

福岡ソフトバンクホークス 日本一連覇達成



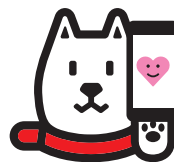
2016.03

ソフトバンク光、
契約数が172万件*4に

SoftBank **光**

2016.02

チャリティモバイルを開始



チャリティモバイル

2015.12

ソフトバンク苫東安平
ソーラーパーク稼動



2016.02

5,000億円の
自己株式の取得を発表

2016.01

ソフトバンクでんき
受付開始

ソフトバンクでんき

Powered by TEPCO

2016.02

IBM Watsonの
日本語版提供を開始



*3 Social Finance, Inc.

*4 SoftBank Airの契約数を含む

当社グループの現況

1 財産および損益の状況の推移

	日本基準
年度 (単位:百万円)	2011
売上高	3,202,436
営業利益	675,283
当期純利益又は親会社の所有者に帰属する純利益	313,753
総資産又は資産合計	4,899,705
純資産又は資本合計	1,435,640
自己資本又は親会社の所有者に帰属する持分	936,695
自己資本比率又は親会社所有者帰属持分比率 (%)	19.1
自己資本利益率又は親会社所有者帰属持分純利益率 (ROE) (%)	40.3
1株当たり (単位:円)	
1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり純利益	285.78
1株当たり純資産又は1株当たり親会社所有者帰属持分	852.69

- (注) 1. 2013年度より、国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しています。また、参考までに2012年度の国際会計基準に準拠した諸数値を記載しています。
 2. 2014年度よりIFRIC第21号「賦課金」を適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、2013年度の財産および損益の状況については、遡及適用後の数値を記載しています。
 3. 2015年度において、ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱がソフトバンクグループ㈱の子会社から持分法適用関連会社になったことに伴い、同社を非継続事業に分類しま

	国際会計基準 (IFRS)			
2012	2012	2013	2014	2015
3,378,365	3,202,536	6,666,651	8,504,135	9,153,549
745,000	799,399	1,077,044	918,720	999,488
289,404	372,481	520,250	668,361	474,172
6,524,886	7,218,172	16,690,127	21,034,169	20,707,192
2,106,459	1,930,440	2,830,382	3,853,177	3,505,271
1,569,085	1,612,756	1,930,441	2,846,306	2,613,613
24.0	22.3	11.6	13.5	12.6
23.1	29.7	29.5	28.0	17.4
258.35	332.51	436.95	562.20	402.49
1,316.90	1,353.55	1,624.33	2,393.47	2,278.85

した。これにより、2014年度の売上高および営業利益を修正しています。2014年度および2015年度の売上高および営業利益は、継続事業の金額であり、非継続事業は含めていません。

2 当連結会計年度の事業の概況

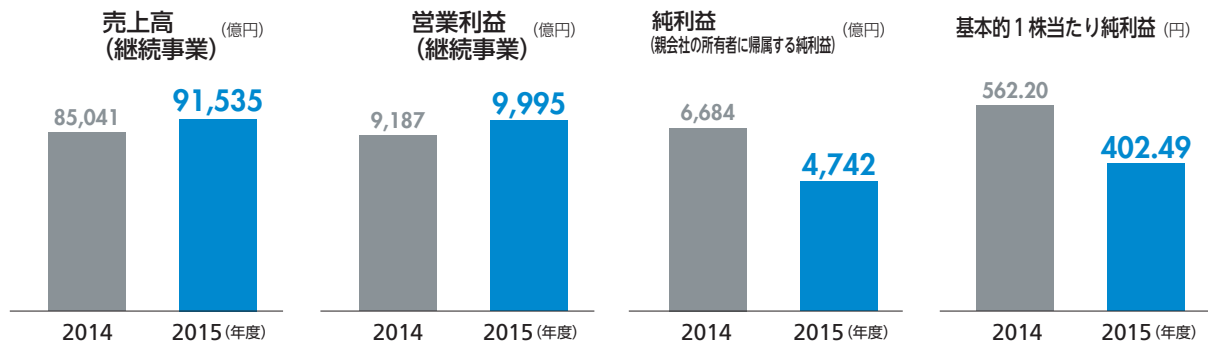
① 当連結会計年度の事業の状況

売上高は9兆1,535億円となり、2014年度から6,494億円（7.6%）増加しました。2014年度からヤフー事業で2,247億円、流通事業で1,953億円、国内通信事業で1,253億円およびスプリント事業で716億円増加しました。ヤフー事業の増加は主に、ヤフー(株)がアスクル(株)を子会社化（2015年8月）したことによるものです。

営業利益は9,995億円となり、2014年度から808億円（8.8%）増加しました。2015年度は、その他の営業損益が2014年度から1,116億円悪化したものの、国内通信事業で479億円、ヤフー事業で293億円増益となったことなどが主な要因です。その他の営業損益の悪化は主に、スプリント事業において人員削減費用や訴訟関連費用積立金などの

一時的な損失を計上したことによるものです。

親会社の所有者に帰属する純利益は4,742億円となり、2014年度から1,942億円（29.1%）減少しました。2015年度は、営業利益が増益となったものの、2014年度はソフトバンクグループ(株)の持分法適用関連会社であるアリババ（Alibaba Group Holding Limited）がニューヨーク証券取引所に上場（2014年9月）したことなどにより5,997億円の持分変動利益を計上していたことが主な要因です。また、財務費用は、Sprint Corporation（以下「スプリント」）の支払利息が円安の影響を受け増加したことと、ソフトバンクグループ(株)が国内外で約1兆円の社債を発行したことなどにより、2014年度から742億円増加して4,407億円となりました。



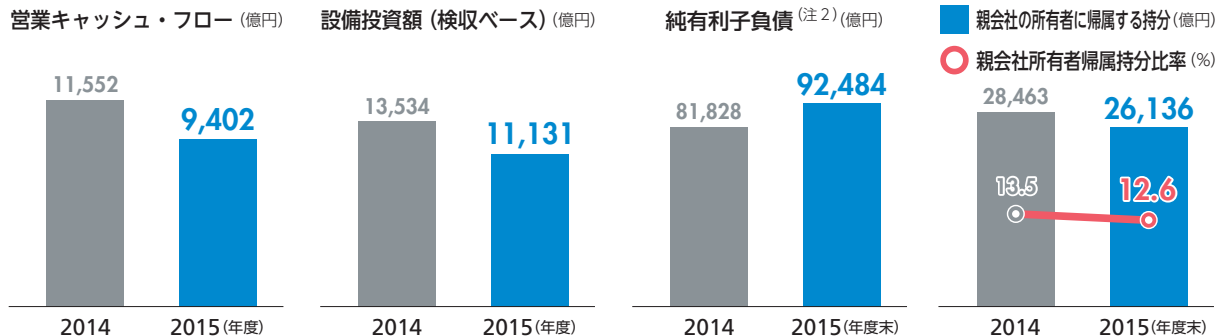
このほか、その他の営業外損益は、FVTPL^(注1)の金融資産から生じる損益1,144億円の計上などにより2014年度から723億円改善し、567億円の利益となりました。

親会社の所有者に帰属する持分は、2014年度末から2,327億円減少して2兆6,136億円となりました。これは主に、利益剰余金が4,259億円増加したものの、その他の包括利益累計額が2,787億円減少したことに加え、自己株式が2015年度中の取得により2,664億円増加（資本の減少）したことによるものです。その他の包括利益累計額が減少したのは、2015年度末の対米ドルの為替換算レートが2014年度末よりも円高となったことなどに伴い、在外営業活動体の為替換算差額が減少したためです。

親会社所有者帰属持分比率は、2014年度末の13.5%から0.9ポイント低下して12.6%となりました。

ガンホー・オンライン・エンターテイメント^(株)（以下「ガンホー」）に係る業績について

ガンホーは2015年度にソフトバンクグループ^(株)の子会社から新たに持分法適用関連会社となりました。これに伴い、持分法適用関連会社へ異動となった2015年6月1日以前の同社の純損益は、非継続事業に区分しているほか、前年同期の損益についても遡及修正を行い、非継続事業に区分しています。なお、同年6月1日以降の同社の損益については、継続事業の持分法による投資損益として計上しています。



(注) 1. Fair Value Through Profit or Lossの略称でIFRSにおける金融商品の分類の一つ。

2. 純有利子負債＝有利子負債－手元流動性

手元流動性＝現金及び現金同等物＋流動資産に含まれる短期投資

② 報告セグメント別の状況 (注1) (注2)



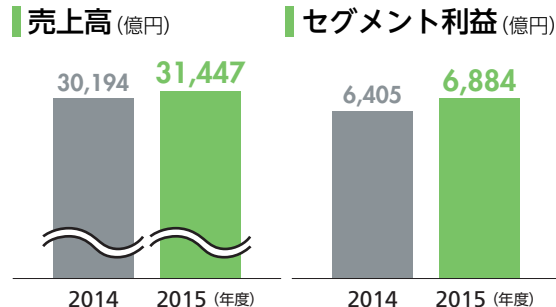
国内通信事業



主な事業内容 (2016年3月31日現在)

- ▶ 移动通信サービスの提供および携帯端末の販売
- ▶ 個人顧客向けのブロードバンドサービスの提供
- ▶ 法人顧客向けの固定通信サービスの提供

売上高は3兆1,447億円(前年度比4.1%増)、セグメント利益は6,884億円(同7.5%増)となりました。「SoftBank光」の累計契約者数の増加によりブロードバンドサービスの売上増加などが寄与したほか、期初の4社合併^(注3)により業務委託費が減少し、セグメント利益の増加に貢献しました。



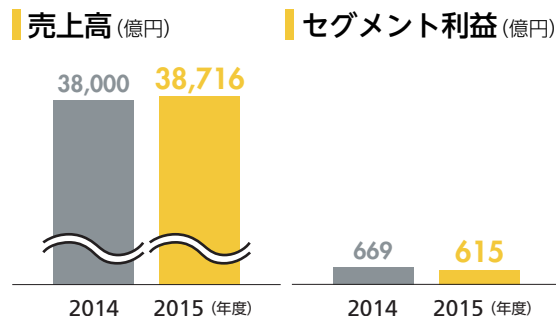
スプリント事業



主な事業内容 (2016年3月31日現在)

- ▶ 米国での移动通信・固定通信サービスの提供
- ▶ 米国での携帯端末の販売やリース、アクセサリ販売

売上高は3兆8,716億円(前年度比1.9%増)、セグメント利益は615億円(同8.0%減)となりました。ドルベースの売上高は減少したものの、為替換算レートが2014年度から円安となったため、売上高は増加しました。スプリントは全社的なコスト削減を進めたほか、人員削減費用など一時的な費用としてその他の営業損失を計上しました。



- (注) 1. 各報告セグメントの売上高およびセグメント利益の構成比は、各セグメントとその他の売上高およびセグメント利益の合計額(調整額考慮前)を基にそれぞれ算出しています。
 2. 2014年度は、「移动通信事業」、「スプリント事業」、「固定通信事業」および「インターネット事業」の4つを報告セグメントとしていましたが、2015年度よりセグメントの管理区分を見直しております。2014年度の数値については、変更後のセグメントに準じて表示しています。
 3. ソフトバンク(株)(旧ソフトバンクモバイル(株))、ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)およびワイモバイル(株)の4社は、2015年4月1日付でソフトバンク(株)を存続会社として合併しました。

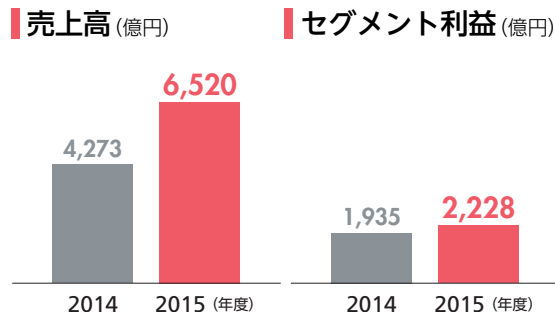


ヤフー事業

主な事業内容 (2016年3月31日現在)

- ▶ インターネット上の広告事業
- ▶ イーコマース事業
- ▶ 会員サービス事業

売上高は6,520億円 (前年度比52.6%増)、セグメント利益は2,228億円 (同15.1%増) となりました。アスクル(株)の子会社化 (2015年8月) により売上が増加したほか、企業結合に伴う再測定による利益594億円を計上しました。広告事業は引き続き増収となりました。

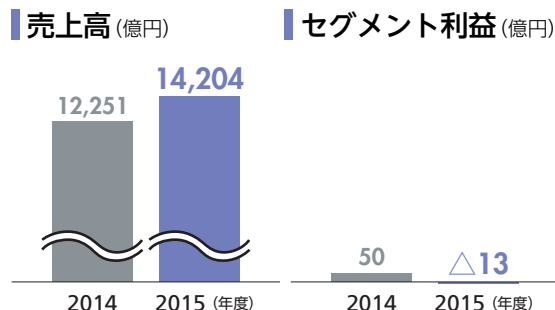
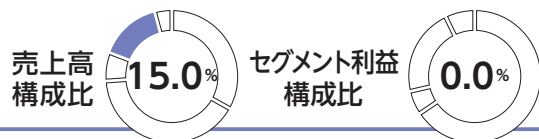


流通事業

主な事業内容 (2016年3月31日現在)

- ▶ 海外での携帯端末の流通事業
- ▶ 国内でのIT関連・携帯端末アクセサリーの販売

米国Brightstar Global Group Inc.において、アルゼンチンでの事業縮小や米国Verizon社との取引が終了したものの、スプリント携帯端末の売上増加により、売上高が1兆4,204億円 (前年度比15.9%増) となりました。また、中南米地域における減損損失計上など165億円の一時的な損失を計上したため、13億円のセグメント損失となりました。



その他

主な事業内容 (2016年3月31日現在)

- ▶ スマートフォンなどを対象としたオンラインゲームの製作・配信、福岡ソフトバンクホークス関連事業など

TOPICS

Pepperの今 ～ロボット事業の取組み～

世界初の“感情を持った” パーソナルロボットPepperは、2015年6月に一般向けに販売を開始して1年となりました。近未来と思っていた生活をいち早く、現実にお楽しみいただいているお客様が増えています。さらにPepperは法人向けでも活躍を始め、ソフトバンクショップのみならず、銀行・証券会社、カーディーラーのお店やホテル、空港や駅などでお客様をご案内する姿も見かけるようになりました。

実店舗での販売スタート

Pepperは2015年6月の一般発売開始から毎月1度、各回1,000台をオンラインショップのみで販売してきました。発売後から7カ月連続、毎月1分で完売したため入手困難な状況が続き、ご迷惑をおかけしましたが、2016年1月28日からはオンラインショップでの販売に加え、全国の100店舗*1で、店員からの説明を受けながら購入することができるようになりました。

*1 2016年4月末現在

 Pepper 販売店舗

Pepper 購入

検索



未来の体験で、子どもたちを「スマイル」に

2016年3月には、子どもたちがアプリで楽しく学んだり遊んだりできるよう、幼稚園・小児医療機関にPepperが1カ月滞在する「Pepper スマイルプログラム」を実施。当初の定数をはるかに上回る多数のお申し込みをいただきました。



Pepper World 2016の開催

2015年10月からは、法人のお客様を対象とした“Pepper for Biz”の販売を開始。現時点では1000社を超える法人ユーザーにご利用いただき*2、接客や受付、イベント対応など、さまざまなビジネスの現場で活躍しています。Pepperの特長を多くの企業様にご覧いただく場として、2016年1月にPepper World 2016を初めて開催し、延べ7千人のお客様に、小売、金融、医療、教育といった業界の未来の姿を示すことができました。ビジネス向けソリューションでは、200社以上のアプリ開発企業と共に、様々な業務に適したアプリ開発が進められています。

*2 2016年4月末現在



Pepperだらけの携帯ショップ

2016年3月24日～30日まで、ロボットだけで接客をする携帯電話ショップを期間限定でオープンしました。この取組みは世界初となるもので、法人業務におけるPepperの様々な可能性を、ソフトバンクが自ら示すことができました。



3 CSR（企業の社会的責任）

チャリティスマイル



チャリティスマイル



チャリティスマイルは、月々の携帯電話利用料金にプラス10円の寄付をお客さまからいただき、ソフトバンクも同額を拠出することで、毎月計20円を虐待などにより家族と離れて暮らす子どもや遺児などの支援活動に寄付するオプションサービスです。

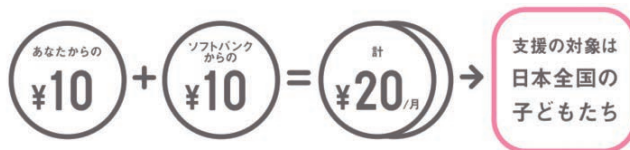
児童虐待に関する相談件数は年間約9万件^(注)にも昇り、この20年間で50倍以上に増加しています。チャリティスマイルによる寄付金は、あしなが育英会と赤い羽根の中央共同募金会を通じて、児童養護施設にいる子どもたちや退所後の子どもたちの自立に向けた支援、また遺児の奨学金支援などに活用されます。2016年2月1日のサービス開始以降、12,235件（2016年3月30日現在）の申し込みをいただいています。

ソフトバンク携帯電話から「*8888」へのダイヤルやソフトバンク携帯電話取扱店などでお申し込みいただくことが可能です。

子どもたちの未来のために、ご支援をお願いいたします。

(注) 2014年 厚生労働省調べ

「チャリティスマイル」の仕組み



チャリティモバイル



チャリティモバイル



お申し込みページ

携帯電話を利用するだけで社会に貢献できる新しいプログラムを開始しました。専用申し込みページからソフトバンク携帯電話を購入（新規契約・機種変更）いただくと、お客さまによる追加負担金なしで、一定額（6,000円）に加えて、月々のご利用料金の3%を2年間、お客さまが選んだ非営利活動団体にソフトバンクが寄付するというものです。ソフトバンクは、今後もより多くの方が社会貢献に参加するきっかけをつくるとともに、社会課題の解決に取り組む非営利団体を継続的に支援していきます。

4 設備投資の状況

当期において、当社グループは、国内通信事業、スプリント事業をはじめとする事業の拡充のための設備投資を実施しました。

セグメントごとの設備投資額の内訳は、次のとおりです。

セグメントの名称	設備投資額（百万円）
■ 国内通信事業	412,580
■ スプリント事業	622,366
■ ヤフー事業	52,186
■ 流通事業	9,158
■ その他	15,433
全社（共通）	1,376
合計	1,113,099

- (注) 1. 資産の受入額です。
 2. 設備投資額には消費税等は含まれていません。
 3. 設備投資額は有形固定資産、無形資産および設備に係る長期前払費用の投資額です。

また、各セグメント別の主要な設備投資の内訳は次のとおりです。

■ 国内通信事業

- ・ 基地局設備
- ・ 交換機設備
- ・ ネットワーク設備

■ スプリント事業

- ・ 基地局設備
- ・ ネットワーク設備
- ・ リース携帯端末

■ ヤフー事業

- ・ サーバーおよびネットワーク関連機器

5 資金調達等の状況

2015年度において、当社グループの連結有利子負債は3,152億円増加しています。これは、主にソフトバンクグループ(株)による総額1兆230億円の社債の発行、円高進行によるスプリント社債の円貨換算残高の減少、優先出資証券2,000億円の早期償還によるものです。主な取引の概要は、次のとおりです。

(1) 社債

2015年度において、当社グループの社債残高は5,032億円増加しています。これは、ソフトバンクグループ(株)による総額1兆230億円の社債の発行、および、円高進行によりスプリント社債の円貨換算残高が減少したことによるものです。

2015年度の当社グループにおける主な社債等の発行および償還は、次のとおりです。

発行日	会社名	内 容	発行額
2015年6月18日	ソフトバンクグループ(株)	第47回無担保普通社債 (愛称：福岡ソフトバンクホークスbond)	100,000百万円
2015年7月28日	ソフトバンクグループ(株)	2022年満期米ドル建普通社債	1,000百万米ドル
2015年7月28日	ソフトバンクグループ(株)	2022年満期ユーロ建普通社債	500百万ユーロ
2015年7月28日	ソフトバンクグループ(株)	2025年満期米ドル建普通社債	1,000百万米ドル
2015年7月28日	ソフトバンクグループ(株)	2025年満期ユーロ建普通社債	1,250百万ユーロ
2015年7月28日	ソフトバンクグループ(株)	2027年満期ユーロ建普通社債	500百万ユーロ
2015年12月10日	ソフトバンクグループ(株)	第48回無担保普通社債 (愛称：福岡ソフトバンクホークスbond)	370,000百万円
2015年12月15日	Sprint Communications, Inc. <small>(注)</small>	Export Development Canada Facility (Tranche 4)	250百万米ドル

償還日	会社名	内 容	償還額
2015年6月2日	ソフトバンクグループ(株)	第32回無担保普通社債	25,000百万円
2015年12月11日	Brightstar Corp.	9.50% Senior Notes due 2016	350百万米ドル
2015年12月11日	Brightstar Corp.	7.25% Senior Notes due 2018	250百万米ドル
2015年12月15日	Sprint Communications, Inc. ^(注)	Export Development Canada Facility (Tranche 2)	500百万米ドル
2016年1月25日	ソフトバンクグループ(株)	第34回無担保普通社債	45,000百万円

(注) Sprint Communications, Inc.はスプリントの子会社です。

(2) 借入金

2015年度において、当社グループによる金融機関等からの借入金は121億円減少しています。これは、スプリント買収ローンの返済を主因とするものです。

会社名	内 容	概 要
ソフトバンクグループ(株)	173,792百万円の減少	主に約定弁済等による借入の減少
ソ フ ト バ ン ク (株)	28,301百万円の増加	債権流動化による資金調達の実施
ス プ リ ン ト	182,406百万円の増加	主に債権流動化による資金調達の実施

■コミットメントラインの組成

ソフトバンクグループ(株)は、2014年度に組成したコミットメントライン契約の満期終了に伴い、新たに2015年8月に総額1,742億円のコミットメントライン契約を(株)みずほ銀行、シティバンク銀行(株)、クレディ・アグリコル銀行をアレンジャーとした銀行団と締結しました。2015年度末におけるコミットメントラインの借入残高はありません。

(3) ファイナンス・リース

当社グループでは、主に国内通信事業に係る設備投資資金についてリースを利用した資金調達を行っています。2015年度末におけるリース債務の残高は1兆2,122億円です。

⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- (1) 当社グループのソフトバンクモバイル(株) (現ソフトバンク(株)) は、2015年4月1日を効力発生日として、ソフトバンクモバイル(株)を存続会社として、ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)およびワイモバイル(株)を吸収合併しました。
- (2) ソフトバンクグループ(株)は、2015年12月1日を効力発生日として、100%子会社であるモバイルテック(株)を吸収合併しました。その後同日に、モバイルテック(株)の100%子会社であったBBモバイル(株)を、同社の100%親会社となったソフトバンクグループ(株)が吸収合併しました。

⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

ソフトバンクグループ(株)は、保有するガンホーの普通株式の一部について、2015年4月28日にガンホーが実施した自己株式の公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しました。本公開買付けは2015年6月1日に完了し、ソフトバンクグループ(株)はガンホー普通株式の一部をガンホーに譲渡しました。

また、合同会社ハーティスおよび(有)孫ホールディングスは、2015年6月1日付で、合同会社ハーティスの保有するガンホー普通株式の一部について質権解除の合意を履践し、当該株式についての議決権行使合意を終了しました。

これにより、ガンホーは、2015年6月1日よりソフトバンクグループ(株)の連結子会社から新たに持分法適用関連会社となりました。

10 その他当社グループの現況に関する重要な事項

ソフトバンクグループ(株)は、権限の明確化と機動的なグループ運営を目的として、保有する子会社株式などを、2016年3月に設置したソフトバンクグループジャパン合同会社およびソフトバンクグループインターナショナル合同会社へ順次移管しています。

この一環としてソフトバンクグループ(株)は、2016年4月4日までにソフトバンクグループ(株)およびソフトバンクグループ(株)100%子会社が保有する国内子会社など14社の全株式をソフトバンクグループジャパン合同会社に移管したほか、本定時株主総会（ソフトバンクグループ(株)第36回定時株主総会）の承認を得られることを前提に、2016年7月1日を効力発生日としてソフトバンクグループ(株)が保有するソフトバンク(株)の全株式をソフトバンクグループジャパン合同会社に譲渡（現物出資）する予定です。

また、ソフトバンクグループ(株)子会社であるSprint Corporation株式を保有するStarburst I, Inc.株式の70.4%およびGalaxy Investment Holdings, Inc.の全株式をソフトバンクグループインターナショナル合同会社に売却するための譲渡契約^(注)を2016年3月10日付で締結しました。

(注) 本売却は、関係当局（連邦通信委員会（FCC：Federal Communications Commission）を含む。）の承認等の必要な手続きを条件とします。

⑪ 会社の対処すべき課題

1. 国内の通信事業の着実な利益成長

国内の移動通信サービス契約数は1億5,859万件^(注1)、人口普及率は125.1%^(注2)になり、今後の国内市場の成長は従来よりも緩やかになるとみられます。

こうした状況下でも国内通信事業の利益を着実に成長させていくため、収益の源泉であるスマートフォン、従来型携帯電話、タブレットおよびモバイルデータ通信端末を移動通信サービスの「主要回線」と位置付け、その獲得と維持に重点的に取り組んでいます。中でも当社グループが最も重視するスマートフォン契約の獲得強化と解約率の低減のために、移動通信サービスと「SoftBank 光」などのブロードバンドサービスをセットで契約する顧客に対して、移動通信サービスの通信料金を割り引くサービス「おうち割 光セット」の拡販に注力しています。

また、動画配信や電力、ロボットなどの周辺サービスの開拓を進めるとともに、2015年4月に国内通信子会社4社を合併した効果を生かし、さらなる業務の効率化とコスト削減を進めています。

- (注) 1. 電気通信事業者協会が公表した(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)の2015年12月末現在の携帯電話契約数に、ソフトバンク(株)の2015年12月末現在のPHS契約数を加えたもの
2. 上記の移動通信サービス契約数を総務省統計局の人口推計（2016年1月1日概算値）で除したもの

2. スプリント事業の改善

スプリント事業においては、減少傾向が続いている売上高を反転させるとともに、大規模なコストの削減と手元流動性の改善を進め、成長軌道への復帰を目指しています。売上高については、最大の収益源であるポストペイド携帯電話の契約数の拡大に注力しており、2015年度第2四半期から3四半期連続で同契約数が純増になるなど、反転の兆しが見え始めています。

コスト削減については、営業費用の削減に向けた構造改革（以下「本構造改革」）を2015年度に開始しています。本構造改革により、2017年3月末には営業費用の削減額はランレートで20億米ドル超に上る見込みであり、2017年度以降もこの削減効果が継続する見込みです。売上高の反転とコスト削減により、2013年7月の買収後、継続的にマイナスが続いているフリー・キャッシュ・フローを早期にプラスに反転させていきます。

手元流動性改善については、コスト削減によるキャッシュ・フローの改善に加えて、リース携帯端末のセール・アンド・リースバック取引をはじめとする資金調達手段の多様化を進めており、2016年度に返済期限を迎える合計33億米ドルの社債の償還や事業計画の遂行に必要な手元流動性を確保できる見込みです。

3 重要な子会社の状況 (2016年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 (注1)	主要な事業内容
ソフトバンクグループジャパン合同会社 ^(注2)	10百万円	100%	当社グループの国内事業を統括する持ち株会社
ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 ^(注3)	20百万円	100%	当社グループの海外事業を統括する持ち株会社
ソフトバンク(株)	177,251百万円	99.99%	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供
Sprint Corporation	39,745千米ドル	83.35% (83.35%)	米国での移動通信・固定通信サービスの提供、携帯端末・アクセサリ類の販売
ヤフー(株)	8,359百万円	42.96% (6.56%)	インターネット上の広告事業、イーコマース事業、会員サービス事業
Brightstar Global Group Inc.	3千米ドル	95.51%	携帯端末やアクセサリ類の卸売、物流および関連サービスの提供
SoftBank Group International Limited ^(注4)	1,439千米ドル	100%	海外子会社などの持ち株会社

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。

2. 当社グループ内における組織再編に伴い、本定時株主総会(ソフトバンクグループ(株)第36回定時株主総会)の承認を条件として、ソフトバンクグループ(株)が保有するソフトバンク(株)の全株式を同社に譲渡(現物出資)する予定です。
3. 当社グループ内における組織再編に伴い、Sprint Corporation株式を保有するソフトバンクグループ(株)の子会社の株式を、関係当局の承認等の必要な手続きを条件として、同社へ譲渡する株式譲渡契約を締結済みです。
4. 2016年4月27日付でSoftBank Group Capital Limitedに社名変更しています。

4 主要な事業所 (2016年3月31日現在)

会社名	主要な拠点等
ソフトバンクグループ(株)	本 社：東京都港区
ソフトバンクグループジャパン合同会社	本 社：東京都港区
ソフトバンクグループインターナショナル合同会社	本 社：東京都港区
ソフトバンク(株)	本 社：東京都港区 事業所：札幌市中央区、仙台市青葉区、名古屋市中村区、 大阪市北区、石川県金沢市、広島市中区、 香川県高松市、福岡市博多区
Sprint Corporation	本 社：米国カンザス州 事業所：ワシントン州、ジョージア州、テキサス州、 ニュージャージー州、フロリダ州
ヤフー(株)	本 社：東京都港区
Brightstar Global Group Inc.	本 社：米国デラウェア州 事業所：フロリダ州、イリノイ州、 オーストラリア ビクトリア州、 東京都港区、英国ハートフォードシャー州
SoftBank Group International Limited ^(注)	本 社：英国ロンドン

(注) 2016年4月27日付でSoftBank Group Capital Limitedに社名変更しています。

5 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
■ 国内通信事業	17,834 (4,546)
■ スプリント事業	26,221 (2,538)
■ ヤフー事業	9,010 (2,665)
■ 流通事業	7,433 (849)
■ その他	2,840 (693)
全社 (共通) ^(注3)	253 (6)
合計	63,591 (11,297)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
 2. 従業員数欄の () 内には、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しています。
 3. 主にソフトバンクグループ(株)の就業人員数です。

6 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株) みずほ銀行	436,723
(株) 三井住友銀行	352,665
(株) 三菱東京UFJ銀行	267,602
(株) 国際協力銀行	194,984
一般社団法人スレンダー	150,000
三井住友信託銀行(株)	100,247

ソフトバンクグループ(株)の現況

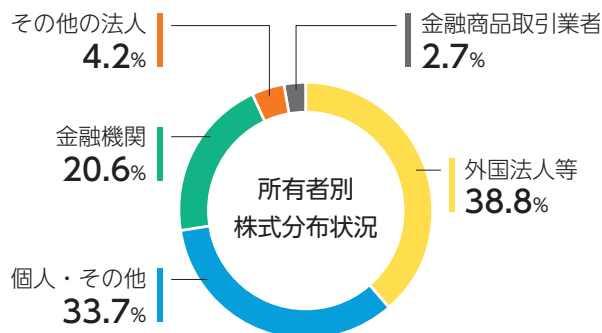
1 株式の状況 (2016年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 3,600,000,000株

② 発行済株式の総数 1,200,660,365株
(自己株式 53,760,198株を含む)

③ 株 主 数 235,863名

④ 大 株 主



株 主 名	持株数 (千株)	持株比率
孫 正義	231,205	20.16%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	75,224	6.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	58,610	5.11%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	46,768	4.08%
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N S A / N V 1 0	16,235	1.42%
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	14,318	1.25%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	13,650	1.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口7)	11,927	1.04%
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	11,572	1.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	11,464	1.00%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (53,760,198株) を控除して計算しています。
 2. 上記の持株数のうち、日本マスタートラスト信託銀行(株)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)および資産管理サービス信託銀行(株)の持株数は、全て信託業務に係るものです。
 3. 大株主について、ソフトバンクグループ(株)として実質所有を確認できた孫 正義氏の持株数については、従来のとおり信託財産・特別勘定等を合算 (名寄せ) して表示していますが、その他については、株主名簿の記載どおりに記載しています。

2 新株予約権等の状況 (2016年3月31日現在)

① ソフトバンクグループ(株)の役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2016年3月31日現在)

氏名	ソフトバンクグループ株式会社における地位	担当および重要な兼職の状況
孫 正義	代表取締役社長	ソフトバンクグループインターナショナル合同会社職務執行者 ソフトバンク(株)代表取締役会長 Sprint Corporation, Chairman of the Board ヤフー(株)取締役 Alibaba Group Holding Limited, Director
ニケシュ・アローラ	代表取締役副社長	ソフトバンクグループインターナショナル合同会社職務執行者 Sprint Corporation, Director ヤフー(株)取締役会長 SB Group US, Inc., CEO
宮内 謙	取締役	ソフトバンクグループジャパン合同会社職務執行者 ソフトバンク(株)代表取締役社長 兼 CEO ヤフー(株)取締役
ロナルド・フィッシャー	取締役	Sprint Corporation, Vice Chairman of the Board Brightstar Global Group Inc., Chairman SoftBank Holdings Inc., Director and President
ユン・マー	取締役	Alibaba Group Holding Limited, Executive Chairman
宮坂 学	取締役	ヤフー(株)代表取締役社長
柳井 正	取締役	(株)ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長 (株)ユニクロ代表取締役会長兼社長 (株)ジーユー取締役会長
マーク・シュワルツ	取締役	The Goldman Sachs Group, Inc., Vice Chairman Goldman Sachs Asia Pacific, Chairman
永守 重信	取締役	日本電産(株)代表取締役会長兼社長 CEO (最高経営責任者) 日本電産リード(株)取締役会長 日本電産コパル電子(株)取締役会長 日本電産サンキョー(株)取締役会長 日本電産シンポ(株)取締役会長 日本電産エレス(株)取締役会長 日本電産トーソク(株)取締役会長

氏名	ソフトバンクグループ㈱における地位	重要な兼職の状況
村田 龍 宏	常勤監査役	ソフトバンク㈱監査役
遠山 篤	常勤監査役	米国カリフォルニア州公認会計士
宇野 総一郎	監査役	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
柴山 高一	監査役	公認会計士、税理士 PwC税理士法人顧問
窪川 秀一	監査役	公認会計士、税理士 四谷パートナーズ会計事務所代表パートナー デジタルアーツ㈱監査役 ㈱テイクアンドグヴ・ニーズ監査役 共立印刷㈱監査役 ㈱ばど監査役

- (注) 1. 取締役 柳井 正氏、マーク・シュワルツ氏および永守 重信氏は、社外取締役です。
 2. 常勤監査役 遠山 篤氏、監査役 宇野 総一郎氏、柴山 高一氏および窪川 秀一氏は、社外監査役です。
 3. ソフトバンクグループ㈱は、取締役 柳井 正氏、マーク・シュワルツ氏、永守 重信氏、常勤監査役 遠山 篤氏、監査役 柴山 高一氏および窪川 秀一氏を、㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。
 4. 常勤監査役 遠山 篤氏は米国カリフォルニア州公認会計士、監査役 柴山 高一氏および窪川 秀一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 後藤 芳光氏および藤原 和彦氏は、2015年6月19日付で取締役を退任しました。
 6. 佐野 光生氏は、2015年6月19日付で監査役を退任しました。
 7. 常勤監査役 村田 龍宏氏および遠山 篤氏は、2015年6月19日付で監査役に就任しました。

② 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	支給人員 (名)	当事業年度に係る報酬等の額 (百万円)
取締役	9	361
監査役	6	62
合計	15	423

- (注) 1. 上記のうち、社外役員に対する当事業年度に係る報酬等の総額は7名73百万円です。
 2. 上記のほか、社外役員がソフトバンクグループ㈱子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額はありませぬ。
 3. 報酬限度額は、1990年6月28日開催の第10回定時株主総会において、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額80百万円以内と決議いただいています。

(2) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
				基本報酬	賞与	株式報酬	その他
孫正義	130	取締役	ソフトバンクグループ(株)	108	22	—	—
			ソフトバンクグループ(株)	99	—	—	—
ニケシュ・アローラ	6,478	取締役	SB Group US, Inc.	845	3,636	1,871	—
			Sprint Corporation	11	—	16	—
			ソフトバンクグループ(株)	5	—	—	—
宮内謙	317	取締役	ソフトバンク(株)	112	200	—	—
			SOFTBANK Inc.	241	11	786	4
ロナルド・フィッシャー	2,096	取締役	Galaxy Investment Holdings, Inc.	—	—	934	—
			Sprint Corporation	60	—	60	—
宮坂学	130	取締役	ヤフー(株)	50	80	—	—

(注) 1. 連結報酬等には、ソフトバンクグループ(株)および主要な子会社の役員としての報酬が含まれています。

2. 上記のほか、ニケシュ・アローラ氏の、2015年4月1日からソフトバンクグループ(株)の取締役に就任するまでの期間に係る主要な子会社からの役員報酬は1,564百万円です。

③ 責任限定契約の内容の概要

ソフトバンクグループ(株)と非業務執行取締役であるユン・マー氏、柳井正氏、マーク・シュワルツ氏および永守重信氏ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

④ 社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職先とソフトバンクグループ(株)との関係

ソフトバンクグループ(株)は、監査役 宇野 総一郎氏の重要な兼職先である長島・大野・常松法律事務所との間に法務アドバイス業務等に関する取引があり、監査役 柴山 高一氏の重要な兼職先であるPwC税理士法人との間に税務コンサルティング業務等に関する取引があります。ただし、その取引額はいずれもソフトバンクグループ(株)の「販売費及び一般管理費」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

2. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	柳 井 正	77.8% 7回/9回中	—	世界有数のアパレル製造小売企業の経営者として、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有していることから、ソフトバンクグループ(株)の経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言を行っています。
取締役	マーク・シュワルツ	77.8% 7回/9回中	—	世界有数の投資銀行の経営に携わり、企業経営・金融に関する豊富な知識と経験を有していることから、ソフトバンクグループ(株)の経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言を行っています。
取締役	永 守 重 信	55.6% 5回/9回中	—	世界有数の総合モーターメーカーの経営者として、企業経営・事業戦略・企業買収・事業再建に関する豊富な知識と経験を有していることから、ソフトバンクグループ(株)の経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言を行っています。
常勤 監査役	遠 山 篤	85.7% 6回/7回中	100% 11回/11回中	米国カリフォルニア州公認会計士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行っています。
監査役	宇 野 総 一 郎	100% 9回/9回中	93.8% 15回/16回中	弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行っています。
監査役	柴 山 高 一	100% 9回/9回中	100% 16回/16回中	公認会計士・税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行っています。
監査役	窪 川 秀 一	100% 9回/9回中	93.8% 15回/16回中	公認会計士・税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行っています。

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いています。

2. 常勤監査役 遠山 篤氏については、2015年6月19日就任後の状況を記載しています。

4 会計監査人の状況

1 名称

有限責任監査法人トーマツ

2 報酬等の額

当事業年度に係るソフトバンクグループ(株)が支払うべき報酬等の額

イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	405百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	33百万円
ソフトバンクグループ(株)および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,466百万円

- (注) 1. ソフトバンクグループ(株)と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、イ.の金額はこれらの合計金額を記載しています。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
主に、投資プロセスに関する内部統制構築整備に関する助言業務
3. ソフトバンクグループ(株)の重要な子会社のうち、Sprint CorporationおよびBrightstar Corp.はDeloitte & Touche LLPの監査を受けています。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。

3 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

4 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上のソフトバンクグループ(株)ウェブサイト(<http://www.softbank.jp/>)に掲載しています。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しています。

〈× 欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,550,269
現金及び現金同等物	2,569,607
営業債権及びその他の債権	1,914,789
その他の金融資産	152,858
棚卸資産	359,464
その他の流動資産	553,551
非流動資産	15,156,923
有形固定資産	4,183,507
のれん	1,609,789
無形資産	6,439,145
持分法で会計処理されている投資	1,588,270
その他の金融資産	970,874
繰延税金資産	172,864
その他の非流動資産	192,474
資産合計	20,707,192

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,165,771
有利子負債	2,646,609
営業債務及びその他の債務	1,621,195
その他の金融負債	6,531
未払法人所得税	140,351
引当金	56,120
その他の流動負債	694,965
非流動負債	12,036,150
有利子負債	9,275,822
その他の金融負債	95,664
確定給付負債	123,759
引当金	118,876
繰延税金負債	2,083,164
その他の非流動負債	338,865
負債合計	17,201,921
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	2,613,613
資本金	238,772
資本剰余金	261,234
利益剰余金	2,166,623
自己株式	△314,752
その他の包括利益累計額	261,736
非支配持分	891,658
資本合計	3,505,271
負債及び資本合計	20,707,192

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書 (2016年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上高	9,153,549
売上原価	△5,626,652
売上総利益	3,526,897
販売費及び一般管理費	△2,447,598
企業結合に伴う再測定による利益	59,441
その他の営業損益	△139,252
営業利益	999,488
財務費用	△440,744
持分法による投資損益	375,397
持分変動利益	14,903
その他の営業外損益	56,720
税引前利益	1,005,764
法人所得税	△440,555
継続事業からの純利益	565,209
非継続事業	
非継続事業からの純利益	△6,968
純利益	558,241
純利益の帰属	
親会社の所有者	474,172
非支配持分	84,069

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,604,958
現金及び預金	1,110,212
売掛金	49,649
前払費用	655
短期貸付金	2,066
その他	442,375
固定資産	5,925,696
有形固定資産	8,985
貸与資産	6,404
建物	2,178
工具、器具及び備品	56
土地	337
その他	10
無形固定資産	692
商標権	69
ソフトウェア	518
その他	105
投資その他の資産	5,916,019
投資有価証券	39,797
関係会社株式	4,120,213
その他の関係会社有価証券	305,369
長期貸付金	1,441,411
その他	15,549
貸倒引当金	△6,319
繰延資産	40,283
株式交付費	0
社債発行費	40,283
資産合計	7,570,937

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,122,530
短期借入金	251,412
1年内返済予定の長期借入金	314,800
コマーシャル・ペーパー	42,000
1年内償還予定の社債	470,000
未払金	21,320
未払費用	21,019
未払法人税等	3
賞与引当金	684
その他	1,292
固定負債	5,087,939
社債	3,467,373
長期借入金	1,588,600
繰延税金負債	13,582
資産除去債務	5,270
その他	13,114
負債合計	6,210,469
純資産の部	
株主資本	1,358,000
資本金	238,772
資本剰余金	472,079
資本準備金	472,079
利益剰余金	961,901
利益準備金	1,414
その他利益剰余金	960,487
繰越利益剰余金	960,487
自己株式	△314,752
評価・換算差額等	2,447
その他有価証券評価差額金	2,516
繰延ヘッジ損益	△69
新株予約権	20
純資産合計	1,360,467
負債純資産合計	7,570,937

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		46,118
売上原価		—
売上総利益		46,118
販売費及び一般管理費		34,640
営業利益		11,478
営業外収益		1,304,429
受取利息	26,227	
受取配当金	1,262,971	
為替差益	2,454	
その他	12,777	
営業外費用		122,727
支払利息	29,441	
社債利息	75,300	
その他	17,985	
経常利益		1,193,181
特別利益		90,774
関係会社株式売却益	85,540	
その他	5,234	
特別損失		506,127
関係会社株式売却損	345,508	
投資有価証券評価損	7,462	
関係会社株式評価損	153,157	
税引前当期純利益		777,827
法人税、住民税及び事業税		5
法人税等調整額		△1,960
当期純利益		779,783

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

ソフトバンクグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 望 月 明 美 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳 賀 保 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒 井 亮 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソフトバンクグループ株式会社（旧社名 ソフトバンク株式会社）の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ソフトバンクグループ株式会社（旧社名 ソフトバンク株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部です。なお法令および定款第14条に基づき記載していない連結持分変動計算書および連結注記表については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.softbank.jp/>) に掲載しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

ソフトバンクグループ株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 望 月 明 美 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳 賀 保 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒 井 亮 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトバンクグループ株式会社（旧社名 ソフトバンク株式会社）の2015年4月1日から2016年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 本招集ご通知の提供書面に記載されている計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部です。なお法令および定款第14条に基づき記載していない株主資本等変動計算書および個別注記表については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.softbank.jp/>) に掲載しています。

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、海外を含む主な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月12日

ソフトバンクグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 村田 龍 宏 ㊟

常勤監査役 遠山 篤 ㊟

監査役 宇野 総一郎 ㊟

監査役 柴山 高一 ㊟

監査役 窪川 秀一 ㊟

(注) 常勤監査役遠山篤、監査役宇野総一郎、監査役柴山高一及び監査役窪川秀一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注) 本招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした各書類の一部です。なお法令および定款第14条に基づき記載していない「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.softbank.jp/>) に掲載しています。

以上

社名 (商号)	ソフトバンクグループ株式会社
本店所在地	〒105-7303 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話：03-6889-2000
事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領 株主確定日	3月31日
中間配当金受領 株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL: http://www.softbank.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に公告します)

■ 住所・氏名など届出事項の変更、配当金振込先の指定、
マイナンバーのお届出について

証券会社等に口座をお持ちの株主さま
口座を開設されている証券会社までお問い合わせください。

特別口座をお持ちの株主さま
下記連絡先（三菱UFJ信託銀行証券代行部）までお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取
次ぎいたします。

■ 未受領の配当金のお受け取りについて
支払期間経過後の配当金については、三菱UFJ信託銀行本
支店までお問い合わせください。

■ 株主名簿管理人・特別口座管理機関へのお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂7-10-11

電話 **0120-232-711** (通話料無料)

(受付時間 土日祝祭日等を除く平日 9:00～17:00)

(注) 旧株式会社アッカ・ネットワークス株式に係る特別口座管理機関へのお問い合わせ 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 電話 0120-782-031 (通話料無料) (受付時間 土日祝祭日を除く平日 9:00～17:00)

配当金に関する よくあるご質問

Q1 配当金を受け取っていないが、配当金領収証が手元にない場合はどうすればいいですか？

A1 配当金領収証を紛失された場合は、上記株主名簿管理人へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。

Q2 配当金領収証の払渡し期間（銀行取扱期間）が過ぎてしまったが、どうすればいいですか？

A2 配当金領収証の表面「受領印（ご押印）」欄にご押印いただき、裏面「送金方法指定欄」に必要事項をご記入の上、上記連絡先へお送りください。または、配当金領収証の表面「受領印（ご押印）」欄にご押印いただき、三菱UFJ信託銀行本支店窓口へご持参ください。ただし、配当金領収証裏面に記載の受取期限を過ぎてしまいますと、配当金領収証をお持ちであってもお受け取りいただけませんので、ご了承ください。

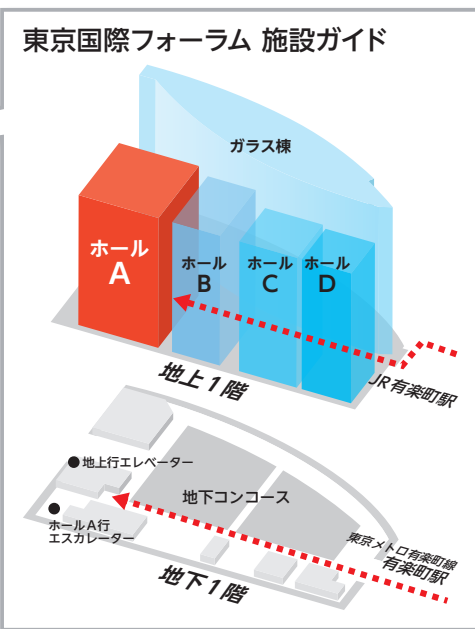
本誌に掲載されている会社名、ロゴ、製品名、サービス名およびブランドなどは、当社または該当する各社の登録商標または商標です。
IBM、IBM ロゴ、Watsonは、世界の多くの国で登録されたInternational Business Machines Corp.の商標です。
QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

株主総会会場ご案内図



東京国際フォーラム ホールA

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 電話:03-5221-9000



交通のご案内

JR ● 山手線 ● 京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ
● 有楽町線 有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉

JR 東京駅	丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)
東京メトロ	日比谷線 日比谷駅 ▶ 徒歩5分 / 銀座線 ▶ 徒歩6分 銀座線 銀座駅 ▶ 徒歩7分 / 京橋駅 ▶ 徒歩7分 千代田線 日比谷駅 ▶ 徒歩7分 丸の内線 銀座駅 ▶ 徒歩5分
都営地下鉄	三田線 日比谷駅 ▶ 徒歩5分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。